

小田原市気候変動対策推進計画の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 政策等の題名 | 小田原市気候変動対策推進計画の改定 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和7年12月15日（月） |
| 意見提出期間 | 令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、ゼロカーボン推進課窓口） |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---------|
| 意見数（意見提出者数） | 57件（3人） |
| インターネット | 3人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 0人 |
| 無効な意見提出 | 0人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 5 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 3 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 10 |
| D | その他（質問など） | 39 |

〈具体的な内容〉

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方 （政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|--|
| 1 | 全体 いまの計画だと、具体的に何をどうやるのか？曖昧で不確実性が強いと感じる。 | B | 気候変動対策推進計画では本市の温室効果ガス排出削減への方向性を定めていますが、個別具体の取組については仔細にわたるため掲載しておりません。 |
| 2 | 全体 「公民連携」という言葉は「官民連携」という言葉に改めるべき。ニュアンスは同義だが、公民連携はネガティブなイメージが先行するので適切ではない（2020-24年の小田原市長選挙、及び前政権の悪しきイメージがこびりついていると見る一般市民は少なからずいる表現。前政権までは官民連携と書いていたのならそれで問題ない）。 | C | 「公民連携」という言葉は本市総合計画のほか多くの自治体等でも用いられる普遍的な表現であることから、本計画においても使用しています。 |
| 3 | 全体 このパブコメも募集しているという情報が全く流れてこない。私のようにエネルギーに関心がある人間でさえ、窓口で意見を述べた時にたまたまこの存在を知ったということで広報が弱いと思う。 | D | パブリックコメントは広報紙や市ホームページ、X（旧 Twitter）等の媒体で広報しておりますが、より多くの市民からご回答をいただけるよう、今後はより効果的な周知を行えるよう留意します。 |
| 4 | 全体 啓発や告知には脱炭素アンバサダー？という若手、率直に言って何しているか、効果があるのか？はなはだ不明瞭だが、そういう人たちに当該パブコメを宣伝してもらうことなどをやってもらってはどうか？ | D | おだゼロアンバサダー事業は「身近なゼロカーボンアクションの発信」を目的とした、おだわらゼロカーボン推進会議の事業となっています。公民連携団体実施事業による意見公募の宣伝は本来の目的と乖離してしまうため難しいと考えますが、SNSでの周知等、より多くの市民から意見をいただけるよう、今後パブリックコメントを実施する際にはより効果的な周知を行えるよう留意します。 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 5 | <p>全体</p> <p>森林整備面積や熱中症対策については、実績時点で目標を達成しているので目標値を引き上げているが、雨水利用や節水などに取り組む市民の割合や再整備した街区公園数は目標を達成しているが目標値を引き上げていないのはなぜか。</p> | D | <p>今後の計画期間内において街区公園整備を行う予定がないため、新たな指標を策定しました。</p> |
| 6 | <p>全体</p> <p>前回の計画に記載のあったゼロカーボン・デジタルタウン基本構想は現在どのような取り扱いとなっているか？</p> | D | <p>ゼロカーボン・デジタルタウンに関する事業は廃止し、候補地としていた少年院跡地の利活用の方針については、検討を継続しています。</p> |
| 7 | <p>第1章 計画の背景 1 気候変動を取り巻く状況 (3) 国内の動向 (p. 3)</p> <p>改行はあるが地方公共団体の取組と国の計画目標とが続けて記述されており、国の計画目標が一律に地方公共団体に適用されるような印象を与えている。地方公共団体についての文章は(4) 神奈川県動向において記述するのが相当と考える。そのうえで、国の計画目標による削減率が各自治体による取り組みの目標削減率として当然に一律に適用されるのではないことを確認したい。</p> | D | <p>該当の記述は、国が地域の成長戦略である「地域脱炭素」の取組を支援し、脱炭素を加速させている趣旨の記述ですので、(3) 国内の動向で記載している次第です。また、気候変動対策推進計画は、地球温暖化の対策の推進に関する法律において策定を義務づけられている地方公共団体実行計画に該当していますが、その目標の設定については地球温暖化対策計画及び国作成のマニュアルにおいて、地球温暖化対策計画及び政府実行計画の目標を踏まえた野心的な目標を定めることが推奨されています。そのため、本計画における目標設定は国の計画目標に準じ設定しています。</p> |
| 8 | <p>第1章 計画の背景 1 気候変動を取り巻く状況 (4) 神奈川県動向 (p. 5)</p> <p>若干の記述はあるが、温室効果ガス排出量削減の取組の主体となる特定排出者としての地方公共団体や企業に関する説明や区別、本計画における位置づけが不足していると考えるので補足を要望する。</p> | B | <p>一定以上の温室効果ガスを排出する事業者へ排出量の公表を国が義務づける、地球温暖化の対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・排出・公表制度」は本計画の策定より15年以上前に開始した制度であり既に一般化しており、また特定排出者に求められる排出量の報告・公表は本</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | | 市独自の取組ではなく法定義務に従った対応であり、特筆して本計画へ追記する内容ではないと判断できるため記載していません。 |
| 9 | <p>第1章 計画の背景 2 計画策定の経緯とこれまでの取組 (4) 「小田原市気候変動対策推進計画」策定後のこれまでの取組 (p. 7)</p> <p>行政の文章、特に気候変動、地球温暖化ガスという科学的な課題に対する計画の記述として、「暮らしと営み」、「恩恵」、「いのちを支える」は常識的に考えて適当でなく、子どもっぽく感じる。</p> <p>生活、仕事あるいは事業、価値、活動あるいは経済など誰にでも内容が把握しやすい用語を用いるべきと考える。</p> <p>2022年10月制定の「小田原市気候変動対策推進計画」に、一般的な地域自給との表記は使われているが、「地域自給圏」と括弧つきで表記されるべき定義は見当たらない。今回の「地域自給圏」はどこからでてきたのか、そしてその定義を確認したい。</p> <p>圏とは一般に境界に囲まれた区域を指すと思われるが、市町の境界を電力などエネルギー供給の圏として、エネルギー利用料支出が流出しないよう鎖国的な施策をとるという意味か。</p> | A | 「地域自給圏」は小田原市第7次総合計画の基本構想に掲げられたまちづくりの理念であり、「地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合う」は、その説明文として同計画から抜粋したものです。その旨、本計画に追記しました。 |
| 10 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性 (5) 産業構造 (P. 12)</p> <p>第2章 計画の基本的事項 2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況 (1) 小田原市域のエネルギー使用の状況 (P. 24)</p> <p>市内エネルギー消費の4割近くを占める「産業部門」には1次と2次が含まれるとするが、エネルギー消費のほと</p> | D | 御指摘のとおり、農地での自家消費率は少ないと思われませんが、現在構築を進めている電力地産地消プラットフォームにより地域内で消費することで、地域内経済循環及び地域の二酸化炭素排出量削減に大きく貢献することが期待できます。またソーラーシェアリングによる売電益が農家の副収入にな |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>んどは2次産業と思う。よって通常の農業のエネルギー需要は大きくないため、さらに農業におけるエネルギー需要は電気よりも燃料が多いため、ソーラーシェアリングは経済性のある自家消費の割合が高くない、外部への売電割合が高い事業であり、隣接地に2次、3次産業がない場合は推進すべき理由に乏しいと考える。</p> | | <p>り、農業振興となることも考えられ、地域にとって有益なものと考えられることから、導入を促進していくものです。</p> |
| 11 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性 (5) 産業構造 (P.13) 第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策3 脱炭素型のまちづくり (P.48, 49)</p> <p>特性の認識とその解釈に矛盾がある。他の地域と比較して充実した鉄道網がありながら自動車は全国平均並みの保有台数なのであれば、相対的に保有台数は多いことになるので自動車を減らすべきと考える。総台数を維持して電気自動車への代替だけでも目標とするのは何らかの忖度の故なのか知りたい。電気自動車は車両が重く、充電設備も必要なので、市内で広く普及している軽自動車と比較して、必ずしも脱炭素ではないと考える。普通乗用車から軽自動車への代替も目標となり得ると考える。自家用の乗用自動車よりも走行距離の長い事業用の貨物自動車の省エネ化の施策が必要と考える。例えば共同配送の推進や宅配ボックスを含む預かり制度などを推進すべき渋滞解消のための道路、信号整備なども推進すべきと考える。自動車の利用を減らすためには鉄道駅近くの再開発や区画整理を積極的に行い、スプロールの広がった郊外型商業施設や住宅の再配置を促す必要がある。そして駅から距離のある平地は大規模集約化された農地や産業団地を隣接させて整備すればソー</p> | D | <p>本目標は総台数を維持するといった意図ではなく、近年の市内自動車保有台数の増加傾向から2030年度の自動車保有台数は増加する可能性が高く、その上で二酸化炭素排出量を削減するためにその一部を電気自動車に代替するとしたものです。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>ラーシェアリングも含めたオンサイト PPA が実現できる。整備された産業団地であれば自然環境に配慮した施設配置を行い、ビオトープなどで自然環境も保持できる。</p> <p>鉄道駅を中心とした生活便利施設誘致のための再開発とその周辺に屋根置き太陽光発電や高気密、高断熱など省エネ性能の高い住宅の整備を推進すべき計算上では住宅などが集結し。プロパンガスから都市ガスに切り替え、都市ガスの延長が短くできれば CO2 排出量は減ることとなる</p> | | |
| 12 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル (P.14)</p> <p>太陽光について建物系導入ポテンシャルを最大限に自家消費で利用すると、市外流出 110 億円(<143 億円)が全額節約できるということか確認したい。あるいは、自家消費でなく系統接続を利用して市内の電気需要量についてはその全部を建物系太陽光発電でまかなえるということか確認したい。</p> <p>概算 568x1000kwh x 1200h x 0.7 x 30 y /kwh=14,313,600,000 円</p> <p>ただし、年間日照時間、ロス率は想定値、単価は自家消費による節約の想定値</p> | D | 2021 年度の市内電力消費量(計画記載)を確認すると、本市では 2021 年度に 1,191,665,000kwh の電力需要があり、建物系の太陽光ポテンシャル全量だけでは、現在の市内の電力需要量全量は賅えないと考えられます。 |
| 13 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル (P.14)</p> <p>建物系のポテンシャル活用で充分なのであれば、新たな自然環境の破壊、収量の減少などの問題が多い、ソーラーシェアリングを含めた土地系は抑制して、既存、建替えの建物系に重点を置</p> | C | いただいた御意見につきましては、今後具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | <p>き、系統接続を必要とする売電でなく、蓄電設備を利用してできる限り自家消費割合を高めたグリッド内オンサイト消費、さらに都市計画、地区計画、建築確認において日照を最大限利用できる仕組みの条例化、また建物系太陽光発電の普及に付随して必須の太陽光パネルについての防火、消火、災害対策を条例化すべきと考える。</p> | | |
| 14 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性（8）再生可能エネルギー導入ポテンシャル（P.14） 環境省のポテンシャル資料の水力発電に関する詳細は不明だが、早川の比較的早い流れを小水力発電で利用することは可能に思える。水力発電は変動が少なく太陽光発電を補完し、蓄電池を代替できるので活用を検討すべきと考える。</p> <p>特に早川の両岸であれば水源があるうえ、標高差30m程度の斜面は多く存在している。また、揚水しなくとも、もともと早川と呼ばれるくらい流れの比較的早い川でもあり、せき止め施設などで水量をコントロールすれば発電可能な流速、流量を達成できるかもしれないし、両岸共に市街化されているので確実な電力需要も存在している。改めて水力発電の可能性を検討すべきと考える。</p> | C | <p>いただいた御意見につきましては、今後具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 15 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性（8）再生可能エネルギー導入ポテンシャル（P.14） 建物系太陽光発電を推進するには卸・小売りの多くある市街地が適地であり、地区計画などにより日照を確保し、自家消費を推進すべきと考える。</p> | C | <p>いただいた御意見につきましては、今後具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>第1章 計画の背景 3 小田原市の特性（8）再生可能エネルギー導入ポ</p> | D | <p>まずは、令和7年12月23日に大規模太陽光発電事業に関する関係</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>テンシヤル (P. 15)</p> <p>太陽光発電、特にいわゆるメガソーラーについては様々な問題、課題が明らかになり国として規制強化が進むと期待している。小田原市としては「十分留意しながら推進することが重要です」という実質に欠ける表明だけだが、国の施策によって実質が担保されるのを待つとの考えであるのか確認したい。その表明にしても「太陽光発電設備の導入を進めるにあたっては」と対象を限定するような文言があり、既存の太陽光発電設備に関する問題が解決されずに続くおそれがある。既存設備に対する取組についても十分留意する旨の表明がなされるべきと考える。</p> | <p>閣僚会議によって決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づく、国の法、ガイドライン等の整備の動向を遅滞なく把握した上で、既存設備も含めて、本市として国の施策に追加して対策が必要と認められるものは、実施する考えです。</p> |
| 17 | <p>第2章 計画の基本的事項 3 計画の目標 (1) 全体目標 (P. 28)</p> <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 2 市域の脱炭素化目標 (P. 34)</p> <p>市内における太陽光発電ポテンシャルを実現した結果として、ある事業所がCO2排出量削減の手段として国内の他の地域から市内へ移転してきた場合、国全体としてCO2排出量は削減するが市のCO2排出量は増えるかもしれない。そうであれば目標の設置の仕方を工夫すべきであり、少なくとも基準年度の数値をその後の事業所や人口の変動に合わせてリステート(基準年度以降に発生した変動が基準年度において既に存在していたものとして数値を改訂)して対応すべきと考える。</p> <p>単純に市内CO2排出量を減らすだけでなく、事業所も人口も減らすと目標達成できるので「社会課題との同時解決」を基本方針とするのであれば目標設定が単純に過ぎる。そもそもCO2排出量</p> | <p>D</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は温室効果ガス排出削減に自ら取り組むとともに国・自治体に協力する努力義務が定められています。このため、市域全体では、市内事業所数の変動によらず、2050年カーボンニュートラルという世界共通の目標に連動した50%削減目標を堅持した上で、新たに移転してくる事業所にも市目標に合致した取組を求めていく考えです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>を市単独で有効に測定できるのか、測定できるとしてもその方法で合成の誤謬を排除して、地球、あるいは日本全体の気候変動に有意に良い影響を与えられるのか大いに疑問がある。</p> <p>C02 排出量削減について国としてコミットするのは日本の経済規模を考えれば当然で、神奈川県についても県全体として開発度合いがかなり極限である現状を考えれば理解できなくもない。しかし小田原市については、不幸にも開発あるいは整備されていないことによる不効率が多く存在するうえ、県内外の他の過密地域から事業所の移転を期待すべき事情もあり、単純な増減を目標とする合理性は無いと考える。単純すぎる目標設定が全体的な効率化の障害となったり不利益を生じたりする可能性が高いと考える</p> | | |
| 18 | <p>第2章 計画の基本的事項 3 計画の目標 (2) 基本方針 (P.29)</p> <p>地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、の説明が不足で意味がわからない。単純に考えれば地域が衰退し、人口が減れば、その地域における温室効果ガス排出量は削減される。地域で需要するエネルギーを再エネ化するだけでは地域の活性化や人口減少の傾向の歯止めとはならない。いずれも「同時解決」とはならない。もし、地球温暖化の解決策によって地域活性化と人口増を図るということであれば産業構造の変換や事業所誘致が重要と考える。</p> | A | <p>地球温暖化対策における社会課題との同時解決とは、地産エネルギー（＝再エネ）の拡大による地域経済好循環の創出、世界共通目標の脱炭素への着実な進展によるシティブランド維持・向上等を意図しています。御指摘のとおり、説明が不足していたため、その旨を追加しました。</p> |
| 19 | <p>第2章 計画の基本的事項 3 計画の目標 (2) 基本方針 (P.29)</p> <p>「市内の二酸化炭素排出量の実状」とあるが「温室効果ガス」と擁護を統一すべき。</p> | A | <p>使用しているデータやその引用元など、記載箇所によって「温室効果ガス」「二酸化炭素」は使い分けているところですが、御指摘のとおり混在していると捉えられる</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | | | 箇所が複数ありましたので、修正しました。 |
| 20 | <p>第2章 計画の基本的事項 3 計画の目標 (2) 基本方針 (P.29)</p> <p>「需要家による排出量削減に繋がる」との表現の意味がわからない。エネルギーの需要家は原則として間接的にしか温室効果ガスを排出しないのではないか。</p> | D | 御指摘の表現は、エネルギー需要家が、自らの排出量に計上されるエネルギー使用による間接排出（スコープ2）の削減に取り組むことに繋げる、との意図です。 |
| 21 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 1 基本的考え方 (P.33)</p> <p>エネルギー地域需給圏で110億円市外流出をネガティブに論じているが、それも、ノウハウや資金コストを含めた、比較優位ならコベネフィットのうちではないか。</p> <p>市外流出が問題と主張したり、ことさら「地域自給圏」と囲い込み的な言葉を持ち出したりしながら、「外部からの資金や技術を巻き込み(?)つつ」とするのは整合性がないし、「巻き込み」があるのであれば「巻き出し」も当然に発生するはずで都合の良い前提には実現性がない。</p> <p>エネルギー代金の市外流出が、エゴではあっても地域にとって必ずしもネガティブでないことは東日本大震災の影響を考えれば自明と思う。</p> | A | 御意見のうち、「外部からの資金・技術」の資金は、国交付金、金融機関のESG投資等を指しており、エネルギー代金を抑制する（再エネを導入する）ためのインシヤルコストを抑えるとの意図です。意図が伝わりづらいため、外部の例示を本計画に明記しました。 |
| 22 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 2 市域の脱炭素化目標 (P.34)</p> <p>「全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法により二酸化炭素排出量を算出すると、もし市内のエネルギーをすべて二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで地産地消できていたとしても、二酸化炭素を排出していることになってしまうのではないか。2050年二酸化炭素排出量実</p> | D | 本市では、様々な市区町村がその知見を共有し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組のための議論を進め、共に国への提言等を効果的に進めていくことを目的に設立された、ゼロカーボン市区町村協議会に所属しています。同会では毎年度、国に対し施策及び予算に関する提言を行っており、その内容の1つとして、温室効果ガス排出量算定及び再エネ導入量等の |

| | | |
|-----------|--|---|
| | <p>質ゼロを目指すのであれば、それがきちんと観測できるような方法により二酸化炭素排出量を算出するべき」と前回のパブリックコメントで意見を提出し、「現状では、すべてのエネルギー使用量等を実績値として把握する手法が確立されていません。そのため、市町村単位での統計資料等を整備・公表するよう国に対して要請するとともに、より正確な把握方法や算定手法について検討します」との考え方が示されたが、いつ、どのように市町村単位での統計資料等を整備・公表するよう国に対して要請しましたか？</p> | <p>施策評価手法の整備について盛り込むように事務局へ提案の上、国への提言として令和7年7月25日に行っています。</p> <p>また、それ以外にも国との意見交換の際は、同様の要望を継続して行っています。</p> |
| <p>23</p> | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 2 市域の脱炭素化目標 (P. 34)</p> <p>「全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法により二酸化炭素排出量を算出すると、もし市内のエネルギーをすべて二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで地産地消できていたとしても、二酸化炭素を排出していることになってしまうのではないか。2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すのであれば、それがきちんと観測できるような方法により二酸化炭素排出量を算出するべき」と前回のパブリックコメントで意見を提出し、「現状では、すべてのエネルギー使用量等を実績値として把握する手法が確立されていません。そのため、市町村単位での統計資料等を整備・公表するよう国に対して要請するとともに、より正確な把握方法や算定手法について検討します」との考え方が示されたが、より正確な把握方法や算定手法についてどのような検討を行った</p> | <p>D</p> <p>国公表の経済センサス等のデータを用いた推計方法を、国の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】に倣い実施しましたが、区域内に存在する各建築物の正確な延べ床面積データ等の推計に必要な詳細データが不足しており、自治体排出量カルテの値を代替する精度の推計は不可能でした。そのほか、一般送配電事業者と、スマートメーター等のデータ提供可否について協議しましたが、費用等の課題から実現には至っておりません。</p> |

| | | | |
|-----------|---|----------|--|
| | <p>か？また、それを受けて今回算出方法が変更されていないのはなぜか？</p> | | |
| <p>24</p> | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 35)</p> <p>太陽光パネル廃棄問題について FIT、FIP 制度に付随する外部積立て制度など、国の制度に合わせるだけでは不十分と考える。ちなみに FIT、FIP 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト (https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo) で市内の 113 か所の事業を調べたところ、全て 10kwh 以上の設備が対象となる外部積立て制度を利用している。したがって問題は重点対策加速事業、脱炭素先行地域を含む非 FIT、FIP 事業についての対策と考える。</p> <p>環境省及び市が補助金事業で条件とされる非 FIT、FIP の地域共生型・地域裨益型太陽光発電事業の導入を推進するならば、当然にそれに付随して、市独自で廃棄費用の積立て義務、それも外部積立てを条例などで課すべきであり、また廃棄費用の積立て状況を市民に対して公表すべきと考える。そして、既に設備投資時点で 5 割もの補助を受けている事業に対して、間違っても廃棄費用について後だしの補助金などで追加優遇すべきではない。</p> <p>また、いたずらに借入金でレバレッジかけた事業拡大をするような事業者については財務報告義務を課し、融資元の金融機関と連携して事業規模の適正化と廃棄費用の外部積立てを指導、監督するべきと考える。特に市街化調整区域であったり、土地所有者と事業者</p> | <p>C</p> | <p>太陽光パネルの廃棄に関しては、現在、その費用負担などについて国で制度設計が進んでいるところであり、本市としてはこれらの動向を遅滞なく把握したうえで、非 FIT・FIP を含めて、本市として国の施策に追加して対策が必要と認められるものは、実施する考えです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>が異なったりする場合などは、管理不全どころか、ニュース報道により市が全国的に評判を落とした、不健全な市内業者による産廃不法投棄とその流出被害と同様に、解決に多額の資金を要する事態となりかねない。</p> | | |
| 25 | <p>第3章 市域における脱炭素施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 35)</p> <p>再エネ導入量 2019 年比 5 倍、というのは CO2 削減量を前提として作られている数値だと思うが、それが、地域の景観・風景等風土という無形のものへの畏敬という観点からのぞましいビジュアルなのか？という合意形成が図られているのか？という点で疑問である。農水マターには地域計画というものが作成を地区ごとに義務付けられていて、そこでの整合性をきちんとこの数値は図られているとは感じられない。各地域で、どの程度の再エネ設備ならば許容できるのか？どこで設備は作るべきか？作らないべきか？しっかりとしたゾーニングをすべき。</p> <p>そうした議論と、CO2 削減からつみあがる再エネ導入量、つまり、理想値と現実値を出して、そこから地域に住む立場として許容出来るビジュアルとはどの程度の数値か？を地域の住民も巻き込んで議論するというプロセスを踏まないといけないと思う。</p> | C | <p>再エネ導入量 2019 年比 5 倍という目標は、本市の再エネ導入ポテンシャル（建物系）を踏まえ、仮に建物全体の 1/3 の屋根に太陽光発電設備を設置すると達成できる見込みから設定したものです。</p> <p>一方で御指摘のとおり、土地に導入する際は景観への配慮も重要であり、周辺地域との合意形成などを重視し十分に注意してプロセスを踏むことが必要と考えます。</p> |
| 26 | <p>第3章 【市域における脱炭素施策緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 35)</p> <p>建物系ではこのくらいの導入量、農地ではこの程度の導入量という目標値がそれぞれにないと、あまりにも総花過ぎてとても一般市民に響かない。努力目標的に例えばソーラーシェアリング</p> | C | <p>再エネの導入場所別の目標・アクションは、今後必要に応じ、個別に十分な検討を行った上で設定していきたいと考えています。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>は1年に一基程度は増やすように努力していきましょね？みたいな指針ともなるべきものが必要だと思ふ。</p> | | |
| 27 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 35)</p> <p>見直し前後で基準となる 34 千 kW の数字に変化が無いが、2019 年度までは市が補助金を交付した設備や市有施設に導入した設備は無いのか、あるのなら反映をさせたうえでその5倍の値を目標としないと、結果のみ水増しすることになるのでそうなるのであれば変更は行わないほうがよい。</p> | B | <p>34 千 kW は、2019 年度までに市が補助金を交付した設備と市有施設の設備を含んだ値です。</p> <p>※計画の改定に伴い、改めて導入量を精査したところ、資源エネルギー庁公表の市内 FIT 導入量のうち、既に廃止された設備の容量を把握することができたため、基準値を 32 千 kW に修正しました。</p> |
| 28 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 37)</p> <p>オンサイト消費をしない、ソーラーシェアリングを含むいわゆる地域共生型・地域裨益型太陽光発電業者が系統接続するのであれば、市内における量、タイミングともマッチした確実な需要の存在、出力制御の可能性と影響についても考慮しないと無意味。自給圏などと言いながら需要を考えず供給だけ施策とするのは問題と考える。地域共生型・地域裨益型再エネ事業で地域内の最終需要者との直接契約が無いならば、AEMS が不可欠であり、再エネ事業推進の前提条件として AEMS の事業継続能力、よって財務健全性を担保する仕組みも必要となる。市として AEMS となる事業者の財務健全性をどのように確認し、どのようにモニターしていくのか方法を確認したい。</p> <p>実際に湘南電力は令和6年12月31日付では債務超過の状態にあるし、それも屋根置きソーラーなど国や県の補助</p> | D | <p>「小田原市における電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に関する連携協定」上、当面の AEMS の運営は東京電力ホールディングスとしており、同社の財務健全性は、同社の体制、実績、経営基盤（決算公告等）等から、事業継続性を確認していきます。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | 金の恩恵を受けたうえでの決算と理解する。 | | |
| 29 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 37)</p> <p>補助金については公正な支給審査が必要だが、ソーラーシェアリングに関して、他の事業と異なり、現状では農業委員会による転用許可だけで審査が完結しているのが問題で、その農業委員会の審査も「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」通りに機能していないと思われる。農業委員会がガイドラインについて十分な理解を有しているとは想定できず、ガイドラインの理解や実践のための研修を行うなどの対策が必要と考える。</p> | D | <p>現在本市が設けている重点対策加速化事業費補助金では、営農型太陽光発電設備を補助金の交付対象としていますが、その交付決定にあたっては、他の太陽光発電設備同様、市税滞納状況等の公正な審査を実施するほか、申請内容と異なる事実が認められる場合には返還の対象としており、農業委員会における転用許可のみで補助を行っている実態はありません。</p> |
| 30 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38)</p> <p>ソーラーシェアリングが総合計画に位置付けられていく、ということもあるわけだから、市の広報等で積極的に推進していくという方向から特集を組むなど、市民に全然知られていない中で、一般的に太陽光発電に対するネガティブなイメージが先行するきらいがあるので、そうした風聞を一掃する意味でも広報おだわらでも積極的に特集記事を企画する等の措置をすべき（ソーラーシェアリングを特集したことは一度もない）。それは農政課題の解決＋環境課題の解決の両方に資するものであるという観点から部局横断の施策であるということを強調する紙面であるべき。</p> | D | <p>ソーラーシェアリングを含めた太陽光発電への理解醸成に向け、広報おだわらへの紙面掲載も含めて、市民等への広報活動を適宜行います。</p> |
| 31 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再</p> | D | <p>再エネの導入場所別の目標・アクションは、今後必要に応じ、個別</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) ソーラーシェアリングの導入目標をしっかりと明記すべき。</p> | | <p>に十分な検討を行った上で設定していきたいと考えています。</p> |
| 32 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) ポテンシャルにおいても経済性においても建物型太陽光発電に劣ると思われる土地型太陽光発電が主体となる地域共生型・地域裨益型事業のうち、さらに営農と発電の二兎を追うが故に、架台などのコストが高く、パネル配置制約により発電効率も低い「農地」のソーラーシェアリングが今回の改訂によって加えられているが、促進する、支援を行う、必要性の市内周知を行う、との表現に特段の優遇を感じる。「その他の利用可能な場所」については、地域への適切な配慮がなされるよう促す、としているのと対照的であり、優遇の理由について説明を要請する。</p> | D | <p>ソーラーシェアリングについては、農業振興にもつながるコベネフィットがある反面、全国では発電事業を目的として農業を疎かにする事例もあることから、農業ファーストのソーラーシェアリングは推進の対象であるものの、不適切な取組には厳格な対応が必要であるため、今回の計画において特出しして記載したものです。なお、この方針は、農林水産省設置の「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」及び大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定の「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」と合致していると理解しています。</p> |
| 33 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) 小田原市においても、FITによる買い取り価格が低下した後は、新規の土地系太陽光発電事業は少ないと理解する。しかし、小田原市が「重点対策加速化事業」、「脱炭素先行地域づくり事業」の対象に選ばれて補助金が交付できるようになると、環境省の区分では地域共生型・地域裨益型太陽光発電に含まれ、農林水産省では農家の副収入獲得の手段として認められる営農型太陽光発電を、市では独自に「ソーラーシェアリング事業」と特別のカテゴリーを設けて初期投資の5割を補助する事業あたりでは多額の予算を配分し</p> | D | <p>国交付金（重点対策加速化事業）にあるメニューのうち市内で可能性があるものは全て、国の承認を受けた上で市補助金メニューとしているためです。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | <p>ている。そして補助金の支給条件をほぼ農業委員会による農地転用許可だけに緩和している。この補助金の申請実績が特定事業者だけに限られているにもかかわらず、この計画ではさらにソーラーシェアリングを推進しようとする意図が読み取れる。そこで、特別にソーラーシェアリング枠補助金を設けた理由について確認したい。</p> | | |
| 34 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) 一般家庭の屋根置ソーラー向け補助金枠が枯渇しても未使用のソーラーシェアリング枠から融通をしなかった理由について確認したい。</p> | D | <p>重点対策加速化事業費補助金は国交付金事業であり、国に採択された事業計画に沿って実施する必要があるが、市の判断で事業間の流用を行うことができないためです。家庭用自家消費型太陽光発電については、本年度途中で事業計画額以上の申請があり、不足額について国への追加交付申請を行い、国の許可を得た上で募集を再開したものです。</p> |
| 35 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) ソーラーシェアリング事業について、環境省では予定していると思われる、一般の地域共生型・地域裨益型に課される審査を免除している理由を確認したい。</p> | D | <p>ソーラーシェアリング事業は国の交付要綱に基づき公正な審査を実施しているものであることから、国の要件を免除している事実はなく、特定の事業者のみが利用できるものではありません。</p> |
| 36 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38) 営農実績の調査、確認に補助金を管轄する市環境部が関与しているか、それとも農業委員会だけで行われているのか確認したい。</p> | D | <p>農業委員会が毎年度実施するものです。</p> |
| 37 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策1 再生可能エネルギーの導入促進</p> | D | <p>環境部では、ソーラーシェアリングに限らず、日々様々な市民・事業者から面談、電話問わず要望を</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>(P. 38)</p> <p>市環境部とソーラーシェアリング事業者との面談などで直接要望を受け取った履歴の有無についても確認したい。ちなみに違反ソーラーシェアリングが新聞等で取りざたされた結果、FITについては違反業者に対する交付金を国が停止している。環境省の補助金はFITではないので、事業の実態については市が調査責任を負うと考える。</p> | <p>受け取っており、施策を検討する上で参考としています。</p> |
| 38 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38)</p> <p>実際に補助金を受けたソーラーシェアリング事業には、市内における自家消費分は自家用、他の事業と兼用で使われる乗用電気自動車の充電と、必ずしも農業と関係のない、他の事業に使用する仕事場の光熱利用という事例があると理解する。意図的か、意図と反した結果か不明ながら、また環境省補助金交付要綱に適合するものか不明ながら、実質的には農業経営体として分類されるべきか不明な事業主が売電収入を得る目的の事業にソーラーシェアリング向け補助金が支出されたと理解するが市の見解を確認したい。</p> | <p>D</p> <p>農業経営体でない事業主は農地の一次転用許可を受けることはできないため、分類不明な事業者に補助金を支出することは元来行うことができません。</p> |
| 39 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38)</p> <p>農家の副収入としての営農型太陽光発電を効率的に推進したいならば、隣接地に製造業を誘致し、系統接続を要しない直接契約、マイクログリッドが有効と考える。経済的な自給率も送配電業者への支払がない分向上する工場がPPAで設備投資を負担して農家は一定の地代を受け取り営農するのが合理的</p> | <p>C</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>と考える。企業は太陽光発電設備の補助金のみならず、あるいは補助金がない場合でも措置法など投資減税が利用できるし、グリーン証書が取得できること自体が RE100(小田原市ローカルでしか通用しない ORE100 ではなく、国際的に有効な認証)を必要とする事業所を誘致するインセンティブとなると考える。また太陽光パネルの所有者が企業であれば、個人経営体の多い農家よりも廃棄処理費用に関する懸念が少ないと考える。</p> | | |
| 40 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38)</p> <p>市街化調整区域の耕作放棄地などにおいて、耕作放棄地であるから単収基準の適用が無いことを利用して農業収入をないがしろに、地域共生といいながら地域内の確実な需要の当てがなく系統接続して、地域外へ再エネとして高値で売電するような事業に補助金を支給するのは地域経済にとって非効率であるばかりか、市民の税金を使って売電事業者を優遇する、本来の農業振興から外れた施策と言わざるを得ない。</p> <p>土地系太陽光発電のうち推進すべきは平地農地で隣接して工業用地などがあり電気を需要する事業者の誘致ができる場合などに限るべきで、それ以外、系統接続前提の事業への補助は見合わせ、中山間地農地については太陽光発電の売電収入に代わる、別途環境保全を主体にした支援策を講じるべきと考える。環境保全のための施策により有機農業などが推進され、炭素の土壌への固定や植物により CO2 吸収など行われるのであれば、十分な CO2 削減への</p> | C | <p>いただいた御意見につきまして、今後具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | 貢献と考える。 | | |
| 41 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 38)</p> <p>市内で市から補助金を受けてソーラーシェアリングを行う事業について、市、あるいは市環境部では公民連携事業とみなしているのか、あるいは規則に則り補助金を支給しただけの民間の独立事業とみなしているのか確認したい。</p> | D | 重点対策加速化事業費補助金は独立事業者に対し交付しています。 |
| 42 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 39)</p> <p>電力地産地消プラットフォームというのは新たな地域エネルギーマネジメントシステム(AEMS)のことと想定するが、その主体となる「関係事業者との公民連携」の具体的内容と、公による財政支出、関係事業者が備えるべき財政的な要件を明らかにすべきと考える。</p> | D | 「関係事業者との公民連携」の具体的内容については、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッドを共同提案者とする脱炭素先行地域づくり事業において、その他2者を含む4者による「小田原市における電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に関する連携協定」での取組を指します。また、電力地産地消プラットフォームは、国交付金を活用してシステムを構築しており、市費は投入しておらず、運営開始後も自立運営できるよう設計されているため、今後も市費を投じるものではありません。 |
| 43 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 39)</p> <p>「補助金による支援 令和8年度まで(予算に限りあり)」とあるが、その具体的内容と、補助金支援の予算限度額が不足する場合と、補助金支援の期限が過ぎた後について、どのような対策プランがあるか確認したい。</p> | D | 「補助金による支援」は、国の交付金を原資とする「小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」及び「小田原市重点対策加速化事業費補助金」を指し、両事業の計画期間(概ね5年間)の終了後は、国の後継交付金の獲得を検討するとともに、民間事業者による自立的な運営を目指します。なお、図中の「補助金による支援 令和8年度まで(予算に限りあり)」は誤記入であるため、削除し |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | | ます。 |
| 44 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 39)</p> <p>エネルギーの「地域自給圏」という言葉は加藤市長のマニフェストからの流用とも思われるが、この計画の中では定義不明のまま一度しか使われていないものの、念のため「地域自給圏」と電力地産地消プラットフォーム、「地域自給圏」とAEMSとの関係を確認したい。</p> | D | 「地域自給圏」は総合計画に掲げられたまちづくりの理念であり、そのうちエネルギー地域自給を進めるための取組の1つが、電力地産地消プラットフォーム及びその中のエネルギーマネジメントシステムであるAEMSです。 |
| 45 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 39)</p> <p>電気に関して、地域自給圏の圏域を決定する前提は、市町の境ではなく、配電網の境界となるはずで、その前提条件なく表面的、あるいは枝葉の施策を重ねても全くの無駄となることが見込まれる。現状において東京電力PGと独立した配電設備の所有ができるのはオンサイトか自己託送、その組み合わせである自立したグリッドだけであり、そもそも市町の境と配電網の区切りに何の関連もない。（なお、Ⅲ 1 基本的考え方 対象とする範囲には「本市の地理的な境界内における人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出行動を対象とします」とある。）例えば、地域都市ガス会社が成立するのはガス管による配送網を所有するからであり、同時にガス管の維持管理が経営課題のはずでもある。</p> | D | <p>電力地産地消プラットフォームにおける需要家への供給単価は、プラットフォーム運営者及び市に登録された地産再エネ供給事業者が市の関与の下、決定することになりますが、他の小売電気事業者が供給する再エネ電気と比較して十分に競争力を有する単価設定を目指します。</p> <p>電力地産地消プラットフォームの電源としては、卒FIT電源の取り込みも想定しています。また、現FIT電源についても特定卸供給による買取は可能です。</p> <p>市内の地消率、自家消費と系統接続の比率、系統接続分の市内需要比率、特定の小売電気事業者のシェアを把握又は予測することは現状困難ですが、小田原市の再エネ目標が達成された場合、市内でも2030年度頃の出力制御及び系統増強が見込まれていることから、今から同時同量の仕組みとして電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に取り組みものであり、運営開始後は、プラットフォームによる系統への影響評価を行います。</p> |

加藤市長は前任時に公費でドイツ視察を行い、その視察の間に見聞きしたと思われるシュタットベルケに感銘を受け、インスピレーションを得たと理解するが、シュタットベルケは送電網を所有し、電力のみならずガス、水道、熱源、ネットなど一元管理することで効率的に課題を解決しているのであって、ドイツの歴史と法制度に深く根差しており、表面的な地上部のみを日本に移植することはできないと考える。エネルギーの効率的かつ安定的な供給を考えるため、わざわざドイツへ赴く必要など本来なく、小田原に縁のある電力の鬼、松永安左エ門氏は産業振興のためには民間電力会社による電源開発とそのための経営安定が不可欠と見通し、電力の地域独占を企画し、実行している(ただし料金規制とセット)。日本では地域を規定する配電網の所有と経営安定化のための独占があるのは10電力会社だけであり、送電と分離された配電網をシュタットベルケが地域独占するドイツと事情が異なることは自明と考える。環境省の唱えるAEMSも再エネ発電の系統接続を前提とする限り、地方自治体の経済効率を大きく改善するものではないことが容易に想像できる。

東京電力の送配電網へ系統接続を行う売電では生産者価格と消費者価格の差額のほとんどは市外流出したままとなるので、110億円の市外流出という経済的不利益を抑制するという大義には当てはまらない。仮に東京電力による電力kwhあたりの消費者価格を30円、生産者価格を10円とすれば、生産者と需要者が両方とも市内のオンサイト

す。
なお、御指摘のとおり、系統を介さず自家消費を高めることが優先であると考えており、オンサイト蓄電池の導入等を合わせて促進します。また、電力地産地消プラットフォームは、小田原市独自の取組ではなく、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッドを含む「小田原市における電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に関する連携協定」締結の4社による取組です。

PPAやマイクログリッドでは自家消費により両者合わせて差額の20円に近い経済的なインセンティブが働く。しかし、東京電力PGへ系統接続する限り、FIT、FIPでない再エネの生産者売価は限り、電力地産地消プラットフォームを含む新電力と契約しても、東京電力と比してkwhあたり数円高くなるだけと理解する。

たとえ数円であっても電力地産地消プラットフォームは生産者にメリットをもたらすが、一般に、需要者側では再エネ指定契約むしろは高くつく。もし、市内需要者が再エネを取り扱う電力地産地消プラットフォームと契約することで、東京電力や新電力のうちの最適な契約と比較して、経済的メリットを得ることができるのであれば、その具体的内容を確認したい。

温室効果ガス排出量の抑制、管理のために小田原市が独自に施策と出来るのは地域内の再エネ発電量と総電力需要量、あるいは再エネ電力需要量を計算上で比較することくらいであり、再エネ発電量が再エネ需要量を上回っていれば、市内需要者に対し、なんらかの再エネ契約への切り替えインセンティブ、例えば支援金、例えばORE100認定書、を供与することになる。また市内再エネ発電業者がグリーン電力証書を発行し、代金を得られるのであれば、再エネ認証を必要としない市内需要者に再エネ契約より安い電力を供給できるかもしれない。

また再エネ発電については、系統接続の出力制御があったり、オンサイトPPAなどであっても需要パターンや蓄

電設備、電圧などの制約条件によって、需要されない電気を生じることがあったりすることを考慮すべきで、発電事業だけ過剰に推進しても無駄が増えるだけでCO2排出量削減は達成されない。

自給圏として成立可能な単位(地域)として考えられるのは、オンサイト自家消費やそれを自己の配電網で拡張し、かつ常時、非常時に電力の安定供給ができる蓄電設備を持つか、外部から調整分の電力供給が確保できる自立グリッド、あるいは、市の境界などはるかに超えた、より広範囲な東京電力PGの系統接続を利用する地域、の両極端が現実的な解答であって、小田原市単独の施策として「地域自給圏」は送電設備を所有できない限り制度的にナンセンスなので取り下げるべきと考える。

ドイツにおけるシュタットベルケを日本に当てはめれば、より規模の大きい、東京電力などの地域電力会社10社で、それはドイツと日本それぞれの国と地方自治体との行政責任の振り分け方にも適応した状態であり、小田原市のような規模の自治体が単独で行えることは少ない。極端に小規模な集落しかない自治体であればマイクログリッド群のなかに納まるのかもしれないが、面積の広い小田原市では物理的に困難であるか、コストが見合わないため不可能なのは明らかと思う。思い(つき)があっても、それを実行するには調査、分析、計画、資金、そしてマンパワーが必要で、今回の改定案を見ても思い(つき)以外の要素に欠けていると考える。

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>2033年以降にFITが期限切れとなるが、現在113か所ある市内事業の出力を合計すると13,000kw余りとなる。Amazon倉庫2,500kw、ダイワハウス倉庫1,500kw、ほうとくエネルギー市民ソーラー1,000kwなどが含まれる。まず、市内のFIT事業が卒FITとなった場合に電力地産地消プラットフォーム、あるいは湘南電力が地産再エネとして電気を買取る予定があるのか確認したい。そして、現状及び10年後予測の市内における地産再エネの規模について確認したい。そのうえで、現状及び10年後予測の再エネの地産地消の達成（需給バランス）見込みについて確認したい。さらに、現状及び10年後予測の再エネについての自家消費と系統接続の比率、系統接続分の市内需要比率について確認したい。最後に、現状及び10年後予測の市内における地産再エネについての湘南電力の取り扱いシェアについて確認したい。</p> | | |
| 46 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策 【緩和策】 3 具体的な施策 施策 1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 40)</p> <p>環境価値の創出について、創出された環境価値の経済的な移転方法が知りたい。グリーン電力証書の発行についても知りたい。バイオマスと林業との関係が知りたい。</p> | D | <p>当該記述は住宅で発電され自家消費された電力に付随する環境価値の多くが使用されずに消滅している現状を受け、その有効活用を検討する方向性を示したものです。過去には、「小田原市におけるCO2 排出量及び環境価値の可視化並びに価値化の試行に関する協定」に基づく取組を実施しましたが、今後の取組について、グリーン電力証書の発行有無などが現時点で決まっているわけではありません。</p> <p>バイオマス発電については、市内の林業等との関連性も含め、今後適時可能性の検討を行います。</p> |
| 47 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策</p> | D | <p>市民生活の二酸化炭素排出削減状</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | <p>【緩和策】 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進 (P.44)</p> <p>長期優良住宅について、省エネルギー以外の認定基準は本来的には気候変動対策とは無関係だが、なぜフルスペックでの認定を基準とするのか知りたい。太陽光発電の効率を地域として高めるためには地区計画で永続的な日照確保が必要と考える。</p> | | <p>況を客観的に把握できる指標を検討した結果、市で把握可能なものが「断熱等性能等級5以上」「一次エネルギー消費量等級6」という高い省エネ性能（ZEH水準）を持つ長期優良住宅等の認定数だったため、新たに指標として設定しました。</p> |
| 48 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策</p> <p>【緩和策】 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進 (P.46)</p> <p>市外で発行されたグリーン電力証書の取得をどのように扱うのか、「地域自給圏」との関係をどのように説明するのか知りたい。</p> | D | <p>「地域自給圏」は、地域内の全ての需要を地域内の資源ですべて供給するものではなく市内に環境価値が十分でない現状では、市外の環境価値を取り入れることを妨げるものではありません。</p> |
| 49 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策</p> <p>【緩和策】 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進 (P.47)</p> <p>5%カーボンフリーの手段はe-メタンを導入するということか確認したい。「実現するための取り組みを促進します」という表現は、公民連携の民である都市ガス事業者との連携がどの段階にあるということか、より具体的に、これから話す、申し入れ済、合意案作成中、合意間近、合意済、など説明を要望する。</p> | D | <p>都市ガスのカーボンフリー化の手段は、環境価値付帯の可能性もあり、e-メタンに限定するものではありません。現在事業者と検討を行っていますが、具体化には至っていません。</p> |
| 50 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策</p> <p>【緩和策】 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進 (P.47)</p> <p>プロパンガス事業者についてどのような施策を計画しているのか、ZEHではオール電化であったり高効率給湯機であったり、ガス事業者と利害調整が必要となる課題が生じると思われるがどのような施策を検討しているのか確認したい</p> | D | <p>プロパンガスのカーボンフリー化については、現時点で具体施策の検討には至っていません。</p> |
| 51 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策</p> | D | <p>計画策定時においては、まちづく</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>【緩和策】 3 具体的な施策 施策 3 脱炭素型のまちづくり (P.47)</p> <p>なぜ、実施頻度は概ね 10 年に 1 度であって、毎年度の進捗評価を行うには適さない指標を指標にしたのか？</p> | | <p>りの観点から客観的に脱炭素化の進捗を図ることができる指標を、パーソントリップ調査の結果以外で決定することができず、やむなく目標値として設定していました。</p> |
| 52 | <p>第 3 章 市域における脱炭素施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策 3 脱炭素型のまちづくり (P.48)</p> <p>EV 宿場町というが、EV のインフラが脆弱で話にならない。充電ステーションと表示されているところに行っても使えない、提供終了などになっている。リアルタイムでどこ充電ステーションが今使えるのか？配信するようなアプリなどを作らないといけないのでは？（既存のものを国などと連携して導入する等）。</p> | C | <p>市内の EV 充電設備の増設及び利便性向上については、「小田原市 EV 宿場町コンソーシアム」において、コンソーシアム会員と市内事業者とのマッチング等を行うほか、いただいた御意見を参考に推進していきます。</p> |
| 53 | <p>第 3 章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策 3 脱炭素型のまちづくり (P.48)</p> <p>JT 跡地に具体的な計画があるのか知りたい</p> <p>脱炭素先行地域として小田原駅東口エリアと久野地区生活拠点エリアが挙げられているが、本来はこの二つのエリアをつなぐ地域の脱炭素化も考慮した施策として小田原駅西口再開発と少年院跡地のゼロカーボン・デジタルタウン構想があったと理解する。小田原駅西口再開発と少年院跡地は本来「先行地域」であったものが、現状では追随地域となりそうであるが、いずれにせよ脱炭素のまちづくりにおける位置づけと計画を確認したい。</p> | D | <p>JT 跡地には、イオンタウンが建設される予定があります。脱炭素先行地域内の大型施設として、自身の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロに加えて、利用者の脱炭素行動変容を促す取組を、事業者とともに推進します。</p> <p>なお、小田原駅西口再開発と少年院跡地のゼロカーボン・デジタルタウン構想は、当初から本市の脱炭素先行地域計画に位置付けておりません。</p> |
| 54 | <p>第 3 章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策 6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通） (P.53)</p> <p>気候変動対策等に関する情報発信等</p> | D | <p>おだわらゼロカーボン推進会議は、小田原市民のライフスタイルの転換を促すことを目指し活動する公民連携の組織であり、脱炭素</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>(市民向け)とあり「市民がエネルギー政策に参加できる広く開かれた場として、市民エネルギー会議(仮称)を立ち上げ、市民によるゼロカーボンアクションが自発的・伝搬的に広がるよう、講演会やワークショップ、見学会等の活動を実施します」とあるが、市民エネルギー会議(仮称)は既にある「おだわらゼロカーボン推進会議」と何が違うのか、どのような政策に市民が参加できる(参加する?)のか、どのくらい予算がかかるのか、など具体的な内容は一切示されていない。絵に描いた餅(具体的な内容)ですらなく、単なる作文に過ぎないと思う。</p> <p>そもそも「おだわらゼロカーボン推進会議」の成果について検証がなされているのか、もし具体的に測定、よって検証可能な成果がなかったのであれば同様な試みに成果を期待できないため、予算があるのであれば、市民向け省エネ家電の買替え補助金としたほうがよほどCO2排出量削減に実効性があると思う。あるいは、スマホのGPS機能を使って無駄な自動車移動の距離削減に役立つアプリを作成し、達成度に応じた地域ポイントを付与するなどの施策に実効性があると思う。なお、地域ポイントはゼロカーボンアクションのインセンティブとして活用が低コストで期待できるので継続すべきと思う。</p> | <p>に繋がる幅広い取組の普及啓発を行っています。</p> <p>一方で、市民エネルギー会議(仮称)は、より市民のゼロカーボンアクションに直結する取組を目指したものです。</p> <p>なお、具体的な内容については検討中であるため、現時点では詳細の記載をしておりませんが、御指摘を受け、本計画への記載は削除させていただきます。</p> |
| 55 | <p>第3章 市域における脱炭素施策【緩和策】 3 具体的な施策 施策6 情報提供や意識啓発の実施 (P.53)</p> <p>市民エネルギー会議は行うことはいいと思うが、単なる啓発では意味がないと思う。視察とか研修とか講演についても何度もやっていると感じるが「い</p> | <p>A</p> <p>御意見を踏まえ、市民エネルギー会議(仮称)の立ち上げにおいては、既存の環境関連団体との役割の整理を行います。</p> <p>なお、御意見を受け、本計画における「市民エネルギー会議(仮称)」の記述は現時点で不確定要</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| | <p>つも同じメンバー」。市民にとって経済的・精神的な観点からのメリットを感じられるようなものでないと。あとは、関与の度合いを高くしていくような取り組みをしないと多くの市民は「自分事」にならない。小田原の地産地消プラットフォームを活用したら電気代が下がったとか、そういうことが起きてこないとなかなか難しい。そういうことにつながるような会議体にならないと、単なる今までのような会議体では意味がない。関連して、小田原は環境に関する会議体が多すぎる。もう少し整理しないと何が何だかわかりにくい。</p> | <p>素が多いため、削除しました。</p> |
| <p>56</p> | <p>第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】1 基本的考え方 (P.55) 温室効果ガス排出削減に真剣に取り組む人々は、グレッタ・トゥーンベリ氏はじめ、航空機を利用した旅行をFlight Shameとして極力抑制する。旅行であるから市の境界外でのCO2排出であるが行政としても視察、出張などの移動に関しCO2排出の意識をもって計画、実施すべく、申請や承認にあたって記録を残すべきと考える。</p> <p>今夏、市長他2名の職員が「気候変動による海面上昇によって水没の危機にあるモルディブの現状を知り、その不安や苦しみを分かち合う関係を築くことで、気候変動対策を私たち一人一人が自分事として取り組む契機とする(モルディブ共和国訪問報告書より)」との目的で、エコノミークラスとはいえ航空機による長距離の移動をしている。そしてその視察より4か月を経て小田原市気候変動対策推進計画改定案がパブリックコメントに付されたのであるが、その中にはモルディブについ</p> | <p>D</p> <p>モルディブ共和国の視察は気候変動対策のためだけに実施したのではなく、市民交流や環境、観光などの国際交流の可能性を検討するため、モルディブ共和国独立60周年記念式典に合わせて、同国の招待を受け渡航したものです。そのため必ずしも気候変動対策推進計画への反映を前提としたものではありませんが、今後気候変動を自分事として取り組んでいけるような交流の在り方をともに考えていきたいと思います。</p> <p>なお、式典の中で軍隊による記念パレードや伝統芸能の踊りの披露などがプログラムとして組み込まれていましたが、軍事パレードそのものの見学を行程に入れていたものではありません。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | <p>ても、海面上昇についても一切記述が無い。これはモルディブ視察が不要であったか、不急であったかの証左と考える。特に、軍事パレードの見学を組み入れた日程には疑問がある。</p> | | |
| 57 | <p>第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】 3 市役所の脱炭素化目標 (P. 57)</p> <p>経済産業省により公開されている省エネ法の定期報告書のクラス分け評価結果を見ると、小田原市と小田原市教育委員会は 2017 年度から 2024 年度にかけて1度もSランクとなっていないが、2013 年度から 2024 年度までに温室効果ガス排出量が 25.2%も削減されている。エネルギー使用量が減少していないのに温室効果ガス排出量が削減されるのは何が原因か。</p> | D | <p>S ランク評価の省エネは実現できていませんが、一定程度進捗しています。また、電力等の二酸化炭素排出係数も減少していることから、温室効果ガス排出量も削減されています。</p> |

4 提出意見と関係なく変更した点

| | 政策案との差異 | 市の考え方 |
|---|--|--|
| 1 | <p>第1章 計画の背景 1 気候変動を取り巻く状況 (P. 2)</p> <p>地球温暖化に対する懐疑的な主張への言及</p> | <p>令和7年12月の総務常任委員会での委員指摘を踏まえ、地球温暖化に対し懐疑的な主張が存在している旨と、IPCCで科学的な知見に基づく評価が行われている旨を追加しました。</p> |
| 2 | <p>第1章 計画の背景 2 計画策定の経緯とこれまでの取組 (P. 8)</p> <p>市外に流出しているエネルギー代金の金額の修正</p> | <p>記載の根拠となっている、環境省の地域経済循環分析ツールが更新されたため、流出額を令和4年度時点で年間約227億円に修正しました。また、当該金額は電気の利用に伴うものなので、その旨がわかるように記載を補足しました。</p> |
| 4 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 (P. 62)</p> <p>基準値・目標値の修正</p> | <p>施策1 再生可能エネルギーの導入促進の目標値について改めて精査したところ、資源エネルギー庁公表の市内FIT導入量のうち、既に廃止された設備の容量を把握することができたため、基準値、目標値を修正しました。なお、本修正に連動し目標値の修正は発生していません。</p> |
| 5 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策3 脱炭素型のまちづくり (P. 48)</p> <p>実績値の修正</p> | <p>目標に対する評価指標である市内の電気自動車台数について、最新の実績値である2024年度の登録台数、718台を把握できたため、数値を更新しました。</p> |
| 6 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策3 脱炭素型のまちづくり (P. 48)</p> <p>脚注の修正</p> | <p>令和7年12月の総務常任委員会において、『電動バイクなどの普及については含まれないのか』という指摘を委員より受けたため、既存の電動車に加え、電気バイクなども普及促進の対象に含まれる旨を、脚注に追記しました。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 7 | <p>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】 施策3 脱炭素型のまちづくり (P. 51)</p> <p>グリーンインフラの記述の追加</p> | <p>小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施に関し、改定が行われる同計画において触れられている、「みどり」が持つ多様な機能（グリーンインフラ）についての記載を追記しました。</p> |
| 8 | <p>第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】 2 公共施設における温室効果ガス排出量の状況 (P. 57)</p> <p>グラフに対する補記の追加</p> | <p>市有施設における温室効果ガス排出量の状況については、二酸化炭素排出量に換算の上算出していますが、その説明がこれまでなかったため、新たに追加しました。</p> |
| 9 | <p>第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】 施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大 (P. 61)</p> <p>補記の修正</p> | <p>対象施設を施設白書に記載された施設としていましたが、同資料が公共施設再編基本計画と改められたことから、記載を修正しました。</p> |
| 10 | <p>第5章 気候変動適応策</p> <p>目標年度・目標値の修正</p> | <p>具体的な取組に記載の目標年度・目標値を上位計画である環境基本計画と整合をとる形で修正しました。</p> |
| 11 | <p>資料の追加</p> | <p>計画改定の経緯等を含め、資料編を追加しました。</p> |